

## 市役所からのお知らせ

市役所災害対策本部  
(危機管理・防災課内)

## 令和5年台風7号で被災された皆さまへ

このたびの台風で被災されました皆さまに、心からお見舞い申し上げます。  
市では、皆さまの一日も早い生活の再建に向けて、取り組みを進めております。  
次の事項についてお知らせいたします。

## 家屋等被災状況の調査

- ◆今回、広域的に浸水被害のあった地域には被災されたお宅の現地調査に市職員が伺っています。他の地域において、被災されている場合は税務課まで連絡ください。
- ◆り災証明の発行は、調査終了後となります。
- 【問い合わせ先】税務課 (☎ 66・1027)

## り災証明等の発行

り災証明書などの申請受付を市役所、西支所、加佐分室で行います。申請書(窓口に備え付け)、本人確認証明書(マイナンバーカードなど)、被災物件が建物以外の場合は、写真などで確認できる資料が必要です。手数料は無料。後日郵送します。

【問い合わせ先】税務課 (☎ 66・1026)

## 生活物資の相談

被災された人に対する生活物資の貸し出しなどの相談をお受けします。

【問い合わせ先】生活支援相談課 (☎ 66・1006)

## 金融機関などの対応

各金融機関や証券会社、保険会社、電子債権記録機関では、被災されたことによる通帳の紛失などの場合に被災状況などをふまえた措置を行います。詳しくは各金融機関などへお問い合わせを。

【問い合わせ先】近畿財務局京都財務事務所理財課 (☎ 075・752・1419)

## 被災ごみについて

被災ごみは通常どおり可燃ごみ、不燃ごみ(7種9分別)に分別し、収集日に地域の集積所を利用か清掃事務所・リサイクルプラザに直接搬入してください。搬入手数料は免除。床上浸水などの被災者で大量のごみを排出される場合は、生活環境課にお問い合わせください。

【問い合わせ先】生活環境課 (☎ 66・1005)

## 災害土砂の個別収集

家庭に流れ込んだ土砂は土のう袋に入れて、まとめて道路に出し、土木課へ連絡ください。個別に収集します。収集は9月29日(金)まで。土のう袋は市役所本庁、西支所、加佐分室でお渡しします。事業所や農地などの土砂は収集できません。

【問い合わせ先】土木課 (☎ 66・1053)

## 水道・下水道の修理

蛇口など給水装置や水洗便所など排水設備の修理を行う工事業者を案内します。

【問い合わせ先】経営企画課 (☎ 66・1028)

## 上下水道料金の減免

【対象】家屋などが一部損壊、床上浸水、床下浸水の被害を受けられた給水契約がある人(申請不要)

【対象期間】8月～10月の検針分【減免額】前年同期の使用水量か直近6か月の平均使用水量と比較して、超過した水量に係る水道料金・下水道使用料

【問い合わせ先】上下水道部お客様サービスセンター (☎ 62・1632)

## 電気料金などの特別措置

【対象】家屋の全壊・半壊や床上浸水などの被害にあり、特別措置の申し出があった人(関西電力と電気需給契約がある場合)

【内容】電気料金の支払期日の1か月延期、不使用月の電気料金の免除、工事負担金の免除など

【問い合わせ先】関西電力㈱(フリーコール☎ 0800・777・8810)

## 学用品の支給

住家の全壊、半壊、床上浸水により、学用品を喪失または損傷し、就学上支障のある小・中学校の児童・生徒に対して、学用品を支給します。

【対象品目】①教科書・教材②文房具、通学用品、その他学用品

【基準額】①実費 ②1人あたり◆小学生…4,500円以内、◆中学生…4,800円以内

【支給方法】在籍の学校を通じて支給

【問い合わせ先】学校教育課 (☎ 66・1072)

## 健康についての相談

健康について不安や相談がある場合に、市の保健師などが相談・問い合わせに対応します。

【問い合わせ先】健康づくり課 (☎ 65・0065)

※国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料の減免については、今後、お知らせいたします。

### 市の税金の減免・相談

◆市・府民税の減免 床上浸水以上のり災で住宅・家財などに著しい被害を受けられた人については、一定の要件により市・府民税の減免制度があります。

【問い合わせ先】 税務課市民税係 (☎ 66・1026)

◆固定資産税の減免 一定規模以上の被害を受けられた家屋等の固定資産税については減免制度があります。

【問い合わせ先】 税務課資産税係 (☎ 66・1027)

◆市税の納税相談 被災された人で市税の納付が困難な人

【問い合わせ先】 税務課納税係 (☎ 66・1025)

### 府の税金の減免等

◆納付・申告などの期限延長

◆自動車税(種別割)の減免

◆被災した自動車を廃車する場合

◆被災した自動車を修理して使用する場合

◆自動車税・軽自動車税(環境性能割)の減免

◆被災した自動車の代替自動車を取得する場合

◆個人事業税の減免 ◆事業用資産に被害を受けた場合

◆被災による傷病のため事業を休止した場合

◆不動産取得税の減免 ◆取得から3か月以内の不動産が滅失・損壊した場合◆代替不動産を取得した場合

◆納税の猶予

【問い合わせ先】 平日の8時30分～17時に中丹広域振興局税務課 (☎ 62・2502)

### 国民年金保険料の減免

【対象】 住居や家財などの財産につき被害額がおおむね1/2以上の損害を受けた世帯の「第1号被保険者」。

【免除額】 全額 【免除期間】 7月～令和6年6月分

※ただし、令和6年7月分以降については来年度改めて免除の申請が必要

【問い合わせ先】 障害福祉・国民年金課 (☎ 66・1004)

### 障害福祉サービス等の利用者負担額の減免

◆障害福祉サービス・障害児通所支援などの利用者負担月額を減免【対象】 住居が全壊・半壊した人【減免額】 全額【減免期間】 8月～令和6年1月【問い合わせ先】 障害福祉・国民年金課 (☎ 66・1033、FAX 62・7957)、子ども支援課 (☎ 66・1094、FAX 62・7957)

### 保育所(園)・認定こども園の保育料を減免

【対象】 住家が全壊・半壊、床上浸水の被害を受けられた人【減免額】 ◆全壊・半壊…全額 ◆床上浸水…1/2

【減免期間】 8月～令和6年1月分

【問い合わせ先】 幼稚園・保育所課 (☎ 66・1009)

### 放課後児童クラブの利用料を減免

【対象】 住家が全壊・半壊、床上浸水の被害を受けられた人【減免額】 ◆全壊・半壊…全額 ◆床上浸水…1/2

【減免期間】 8月～令和6年1月分

【問い合わせ先】 子ども支援課 (☎ 66・1008)

### 農地漂着ごみの処理

今回の豪雨により上流から農地等に漂着した大量のごみについて、各地区の皆さまによる地域活動を支援するため、集積していただいたごみを回収・処分します。

【対象となるごみ】 農道、水路、農業用施設および農地等に漂着した大量のごみ※土砂は回収できません

【地域における作業内容】 植物系、金属類、廃プラスチックの3分類での集積・分別を実施

【集積場所】 4トントラック程度の回収車両が進入できる場所

【回収日時】 ①申請地区や回収業者と調整の上決定②回収期限は10月31日(火)まで【申請者】 自治会長か農事組合長

【問い合わせ先】 農林水産振興課 (☎ 66・1023)

### 奨学金等の受け付け

独立行政法人日本学生支援機構では災害救助法適用地域の世帯の学生に対する奨学金の緊急採用、奨学金返還者からの減額返還、返還期限猶予の願出、学生本人が居住する住宅に半壊以上などの被害を受けられた人からのJASSO支援金の申請を受け付け。

※詳細は日本学生支援機構ホームページでご確認を。

※災害救助法の適用を受けない近隣の地域で同等の災害に遭った世帯の学生も対象になることがあります。

【問い合わせ先】 日本学生支援機構広報課 (☎ 03・6743・6011)

### 中小企業災害特別相談窓口

【開設時間】 ◆市役所…8時30分～17時◆舞鶴商工会議所…9時～17時◆中丹広域振興局…8時30分～17時15分。

【場所】 産業創造・雇用促進課、舞鶴商工会議所、中丹広域振興局農工商連携・推進課

【内容】 融資の相談や制度の案内

【対象】 被災中小企業・小規模事業者

【問い合わせ先】 産業創造雇用促進課 (☎ 66・1021)、舞鶴商工会議所 (☎ 62・4600)、中丹広域振興局農工商連携・推進課 (☎ 62・2506)

### 労働相談窓口

労働基準監督署では次の相談を受け付けます。  
◆災害の影響に関連する休業手当◆解雇等労働条件◆安全衛生◆労災補償に関すること など

【問い合わせ先】 労働基準監督署 (☎ 75・0680)

※この情報は、市ホームページにも掲載しています。情報は随時更新しますので、右コードでご確認ください。



表面あり